

大分市におけるいじめの重大事態に関する調査報告書の公表基準について

令和 8 年 4 月 大分市教育委員会

◇いじめの重大事態◇

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下、「法」という。）では、学校の設置者及び学校は、以下の場合には重大事態として、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うよう求められています。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第 28 条第 1 項第 1 号（1 号重大事態（生命心身財産重大事態）））。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第 28 条第 1 項第 2 号（2 号重大事態（不登校重大事態）））。

1. 本基準について

いじめの重大事態が発生し、法第 14 条第 3 項の規定に基づき本市教育委員会の附属機関として設置された「大分市いじめ問題第三者調査委員会」又は学校が主体となる調査委員会が調査を行った場合において、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 平成 29 年 3 月策定、令和 6 年 8 月改訂。以下、「ガイドライン」という。）に則り、本市が調査報告書を公表するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2. 公表の意義・目的、公表による影響について

ガイドラインでは、「調査結果を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい」としている。

本市では、ガイドラインの趣旨を踏まえ、以下の公表の意義・目的とともに、公表による影響を十分に考慮し検討することとする。

〈公表の意義・目的〉

- ① いじめの重大事態が発生した学校やその関係者だけでなく、社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機とする。
- ② 調査によって明らかになった事実を公表することにより、学校及び市教育委員会の対応やいじめ防止対策を見直すとともに、同種の事案の再発防止を図る。

- ③ 調査の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保持する。

〈公表による影響〉

- ① 個人が特定され、関係する児童生徒及びその保護者の学校や地域での生活に支障が生じるおそれがあること。
- ② いじめを受けた児童生徒の登校再開や立ち直り、いじめを行った児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等に支障が生じるおそれがあること。
- ③ インターネット上での情報拡散、興味本位な書き込みや誹謗中傷等による人権侵害により、関係する児童生徒の成長を阻害するおそれがあること。
- ④ その後の重大事態に関する調査において、調査対象者に防衛機制が働き、事情聴取等への非協力的な態度や回答内容に変節が生じるなど、真実の把握が難しくなるおそれがあること。

3. 公表の方針について

以上のことを踏まえ、以下の方針により調査報告書の公表について判断する。

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向や、公表の意義・目的と公表による影響等を総合的に勘案し、特段の支障がないと判断した場合は調査報告書を公表する。
- ② 公表に際しては、いじめを行った児童生徒及びその保護者の同意は要しない。
- ③ 公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者等に対し、事前に連絡する。
- ④ 公表する内容については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令に基づき、個人が特定されないようにするとともに、公表により、関係児童生徒及びその保護者等の生活環境や、学校が行う指導・支援に影響が生じないよう、特段の配慮をする。

4. 公表の方法等について

① 公表方法

調査報告書の公表は、大分市ホームページへの掲載により行うものとする。

② 公表する資料

公表する資料は、調査報告書の公表版を市教育委員会事務局が別途作成し、外部専門家の意見聴取を経たもの及び当該事案等に係る対応方針として市教育委員会事務局が作成したものとする。

③ 公表する期間

公表期間は 6 か月を基本とする。なお、公表期間中に、いじめを受けた児童生徒側の意向に変化が生じた場合は、公表を中止する。その際、再度の公表は実施しない。

※ 本基準は、令和 8 年 4 月以降にいじめの重大事態に認定した事案より適用する。